

平成 19 年 1 月 12 日

医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの 見直し及び連携の強化について

平成 18 年 12 月 25 日付け老老発第 1225003 号及び保医発第 1225001 号で厚生労働省老健局老人保健課長及び保険局医療課長より、別添のとおり通知がありました。

本通知は、平成 18 年 4 月の診療報酬及び介護報酬改定において見直されたリハビリテーションの役割分担の明確化の趣旨、内容、医療保険及び介護保険の連携強化等について示されたものです。

【通知の項目】

- 1 見直しの趣旨等
- 2 医療保険におけるリハビリテーションに係る平成 18 年度診療報酬改定の内容
- 3 医療保険のリハビリテーション実施に当たっての医療機関における留意事項
- 4 介護保険におけるリハビリテーション
- 5 介護保険におけるリハビリテーションに係る平成 18 年度診療報酬改定の内容
- 6 医療保険におけるリハビリテーション実施に当たっての医療機関における留意事項

【留意事項】

「3 医療保険のリハビリテーションの実施に当たっての医療機関における留意事項（4）エ 介護報酬における評価」の初回加算に係る記載については、最終頁の資料「居宅介護支援費における初回加算の創設」のとおり従来の取扱いから変更はないことを厚生労働省に確認済ですので、その旨、ご留意下さい。

【お問い合わせ先】

医療保険に関すること：京都社会保険事務局（TEL:075-813-7020）

介護保険に関すること：京都府介護保険事業室（TEL:075-414-4673）

京都府保健福祉部 高齢・保険総括室介護保険事業室	
TEL	075-414-4673
FAX	075-414-4572